

応募不要



りゅうぎんで

ニーサ

NISA

スタートキャンペーン +

キャンペーン期間

2024 5/1 水 8/30 金

期間中/

NISA口座を新規開設すると



もれなく

現金1,000円プレゼント!

さらに + プラスで

期間中/

開設したNISA口座で初めて つみたて投資信託を

1万円以上 契約・購入すると



もれなく

現金2,000円プレゼント!

※2024年11月までに、初回引落日から連続して3回以上の引落実績が必要となります。



ニーサ

NISA(非課税口座)とは

投資初心者をはじめとする、幅広い年代の方の資産形成をサポートする制度です。
NISAは投資で得た利益に税金がかからない点や、少額から投資できる点など、これから投資を始める方にもおススメです。
りゅうぎんでNISAを活用して、将来に備えてコツコツお金を育ててみませんか?

NISAについて/



商号等/株式会社琉球銀行 登録金融機関 沖縄総合事務局長(登金)第2号 加入協会/日本証券業協会

琉球銀行

キャンペーン概要はウラ面へ

りゅうぎんでNISAスタートキャンペーン



キャンペーン期間	2024年5月1日(水)～8月30日(金)	対象店舗	全店舗(東京支店除く)
対象者	● 期間中に当行でNISA口座を新規開設されたお客様 ● その枠内で初めて「つみたて投資信託」を1万円以上契約・購入する個人のお客様 ※他金融機関にてNISA口座を設定中のお客様: 当年のNISA枠を利用されていない場合は、変更前の金融機関にてNISA口座廃止または勘定廃止をした後、当行にてNISA口座開設のお手続きが可能となります。		
概要	● キャンペーン期間中に、NISA口座を新規開設でもれなく現金1,000円プレゼント ● 期間中、開設したNISA口座で初めて「つみたて投資信託」を1万円以上契約・購入する個人のお客様へ現金2,000円プレゼント ※2024年11月までに、初回引落日から連続して3回以上の引落実績が必要となります。		
プレゼント時期	2024年10月以降順次		

【ご留意点】

- キャンペーン期間中、新規でNISA口座開設をお申込みいただき、2024年9月30日(月)までにNISA口座開設が完了されている場合、対象となります。
- 投資信託を購入するにあたって不備などが発生したため、期間中に購入手続きが完了できなかった場合は、キャンペーン対象外となります。
- お取引店の変更や口座移管、相続等による名義書換は本キャンペーンの対象とはなりません。
- プレゼント金額は、投資信託の指定預金口座に入金します。
- プレゼント進呈時に、投資信託口座またはNISA口座の閉鎖(相続手続きを含む)、投資信託指定預金口座の解約をされている場合は、対象外となります。
- プレゼント進呈時期は諸般の事情により、時期が変更となる場合がございます。
- 投資信託口座の開設はお時間がかかる場合がございます。またNISA口座開設においても、お申込みから3～4週間程度のお時間がかかる場合がございますので、口座開設のお申込みはお早めをお願いいたします。
- 本キャンペーンは他のキャンペーンと併用可能です。ただし、本キャンペーンの実施期間中に新たにキャンペーン等を追加する場合は、併用可否について変更することがあります。

<つみたて投資信託>

- キャンペーン期間中にNISA口座を開設し、その枠内でつみたて投資信託の契約・購入を行い、2024年11月末までに初回引落日から連続して3回以上積立実績のあるお客様を対象といたします。(残高不足で引落が出来なかった等、初回到契約・購入を行った金額を一度でも下回った場合は、キャンペーン対象外となります)
- つみたて投資枠、または成長投資枠を利用したつみたて投資信託の契約・購入が対象となります。
- 窓口にてNISA口座を開設後、後日インターネットバンキングにて契約・購入する場合も含まれます。

非課税口座に関する留意点

- 非課税口座開設には、特定口座または一般口座の開設が必要です。● 非課税口座は、すべての金融機関を通じて、同一年において1人につき1口座しか開設できません(金融機関を変更した場合を除く)。なお、所定の手続の下で、金融機関の変更が可能です。金融機関の変更を行い、複数の金融機関で非課税口座を開設した場合でも、各年において1つの金融機関の非課税口座でしか公募株式投資信託等を購入することができません。また、非課税口座内の公募株式投資信託等を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年に、変更前金融機関の非課税口座で、既に公募株式投資信託等を購入していた場合、その年は金融機関を変更することはできません。
- 金融機関によって、取り扱うことのできる金融商品の種類およびラインアップは異なります。当行では、税法上の公募株式投資信託のみ取り扱っています(NISA積立投資枠専用商品については、税法上の公募株式投資信託のうち一定の要件を満たした商品のみが対象です)。
- 非課税口座には年間の非課税投資枠が設定されており、一旦利用すると、売却しても非課税投資枠の再利用はできません。また、非課税投資枠の残額は翌年以降へ繰り越すことはできません。そのため、短期間での売買(乗換え)を前提とした商品には適さず、中長期的な保有を前提とした投資が望ましいと考えられます。2024年以降のNISAにおいて、非課税保有限度額の再利用はできませんが、年間の非課税投資枠の再利用はこれまでと同じくできませんのでご注意ください。
- 非課税口座における配当所得および譲渡所得等は、収益の額にかかわらず全額非課税となりますが、損失は税務上ないものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の公募株式投資信託等の配当所得および譲渡所得等との通算はできず、当該損失の繰越控除もできません。
- 投資信託における分配金のうち元本払戻金(特別分配金)は、そもそも非課税であり、制度上のメリットを享受できません。また、当該分配金の再投資を行う場合には、年間非課税投資枠が費消されます。
- 税金に関するご相談については、専門の税理士等にご相談ください。
- このご案内は、作成時点における法令その他の情報に基づき作成しており、今後の改正等により、取扱が変更となる可能性があります。

投資信託に関する留意点

投資信託の主なリスク

投資信託は、値動きのある国内外の株式、債券、不動産投信などを投資対象としますので、組み入れた株式、債券や不動産投信などの価格の下落や、株式、債券や不動産投信などの発行者の財務・経営悪化などにより、損失が生じる可能性があります。また、外貨建資産に投資する投資信託は、為替の変動により損失が生じる可能性があります。各ファンドのリスクについては、「目論見書」でご確認ください。

投資信託に係る手数料等について

- お申込手数料の上限は、ご投資金額に3.85%(税込)を乗じて得た額とします。各ファンドにより異なりますので、目論見書等でご確認ください。
- 信託報酬の上限は、信託財産の純資産総額に対して、年率2.09%(税込)を乗じて得た額とします。ファンドの信託財産から差し引かれます。
- 信託財産留保額の上限は、解約時の基準価額に対し、0.3%を乗じて得た額とします。
- その他詳細は、各ファンドの「目論見書」でご確認ください。

※各ファンドに係る手数料等の最大合計額は、申込金額、保有期間等により異なりますので、表示することができません。

投資信託のその他留意点について

- お申込みの際は、目論見書を必ずご覧ください。目論見書は全店の店頭または琉球銀行ホームページにご用意しております。
- 投資信託は預金ではなく、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は投資信託会社が設定・運用を行う商品です。
- 投資信託の運用による収益および損失は、ご購入のお客様さまに帰属します。
- 各ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフの適用はありません。

詳しくは、お近くのりゅうぎん窓口までお問い合わせください。

2024年5月1日 現在